

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等

令和2年4月18日制定

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組み、人と人との接触を8割削減することを目標として、事業者及び県民の協力を要請する。
- (2) 事業者に対しては、
 - ①感染拡大につながるおそれのある施設については休業への協力を要請する。
 - ②以下の施設については、「3密」を避けるための措置を講じた上で、原則として、休業への協力要請は行わない。
 - ・県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
 - ・医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
 - ・社会の安定の維持に必要な施設
 - ③屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等の開催の自粛を要請する。
 - ④休業を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
 - ⑤都道府県をまたいでの出張や他の都道府県からの人の往来は、まん延防止の観点から厳に避けるよう要請する。
- (3) 県民に対しては、
 - ①生活維持に必要なものを除き、外出しないことを要請する。
 - ②他地域との往来の自粛を要請する。

2 措置の対象とする区域

広島県全域

3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第 24 条第 9 項）

(1) 別紙 1 に掲げる区分に応じ、休業への協力を要請する。

期間は、令和 2 年 4 月 22 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

(2) 以下の施設については、原則として休業への協力は要請せず、「5 適切な感染防止に向けた対策」の徹底を要請する。

- ・ 県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
- ・ 医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
- ・ 社会の安定の維持に必要な施設

(3) なお、以下の施設については、下記の点に留意すること。

- ・ 運動、遊技施設については、屋外は対象外とするが、屋内施設は対象とする。
- ・ 商業施設、大学、学習塾等について、1,000 m²超の施設については、休業の協力を要請する。1,000 m²以下の施設は休業の協力を依頼する。
- ・ 大規模ショッピングセンターについては、対象施設と対象外施設の適切な区分を要請する。
- ・ 幼稚園については、対象とするが、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受け入れの継続を要請する。
- ・ 保育所、児童クラブについては、対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休所等について要請する。
- ・ 通所介護・短期入所利用の福祉サービスを提供する施設については、対象外とするが、可能な限りの利用自粛の依頼を要請する。
- ・ 食事提供施設については、対象外とするが、営業時間短縮等（朝 5 時から夜 8 時まで。酒類の提供は夜 7 時まで）の協力を要請する。

4 徹底した外出の自粛の要請（法第 45 条第 1 項）

「1 基本的な考え方の（3）」及び、「県民の皆様へ 5 つのお願い（別紙 2）」事項の順守を要請する。期間は、令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

5 適切な感染防止に向けた対策

発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤停止など）や、飛沫感染（従業員のマスク着用、手指の消毒、こまめな手洗いなど）、接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）を講じるほか、以下の対策を講じる。期間は、令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

- (1) 休業協力要請を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割に削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを行う。
- (2) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- (3) 店舗等の利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請する。